

事業名		石綿確定診断等事業【21年度新規事業】【22年度重点的目標管理事業】					事業番号	1
実施主体		(独)労働者健康福祉機構						
施策概要		石綿関連疾患に係る労災保険請求等について、迅速・適切な給付等を行うため、石綿関連疾患に対する豊富な症例経験と知識を有する機関等において、以下の事項を実施する。 ・労働基準監督署からの確定診断依頼に基づき、複数の専門家による確定診断を行い、当該労働基準監督署に対して意見書を提出する。 ・石綿小体及び石綿繊維計測等の実施。						
予算額						25,316千円	22年度	25,344千円
決算額	19年度		20年度		21年度	8,996千円	※決算額は行政経費を除く	
予算執行率						36%	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 成果 目標	アウトカム指	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼があったものについてすべて疾患を確定する。						
	アウトプット指	-						
21年度 実績	アウトカム指	【達成】労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼があったもの(67件)についてすべて疾患を確定することができた。						
	アウトプット指	-						
評価		(A)	(アウトプット指標を定めていなかったため、アウトカム指標の達成状況のみで判断。)成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。(ただし、予算額は適正な水準に見直し。)					
見直し内容		目標は達成したものの、執行率が低かったため、21年度の実績を踏まえ23年度予算額は減額。						
22年度 成果 目標	アウトカム指	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を行ったものについて、100%疾患を確定する。						
	アウトプット指	労働基準監督署からの依頼に基づき確定診断委員会を開催し、全件について確定診断を実施する。						
備考								

事業名		石綿関連疾患診断技術研修事業【21年度新規事業】【22年度重点的目標管理事業】					事業番号	2
実施主体		(独)労働者健康福祉機構						

施策概要	石綿関連疾患の診断及び石綿ばく露に関する所見については、その判断が困難な場合が多く、これらの診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する必要があるもの。 ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について							
予算額						35,211千円	22年度	23,120千円
決算額	19年度		20年度		21年度	32,698千円	※決算額は行政経費を除く	
予算執行率						93%	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度成果目標	アウトカム指	全国の呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医、放射線技師等の医療関係者に対して、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見に関する読影・検索方法及び労災補償制度上の取り扱い等について研修を実施し、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。（受講予定者500人、有意義であった旨の回答400人）						
	アウトプット指	全国7地域において、1回あたりの研修人数を30人として、1地域当たり3回延べ630人を対象として研修を実施する。						
21年度実績	アウトカム指	【達成】受講者からの「有意義であった」旨の回答率は80%以上であった。（受講者705人、アンケート実施459人、有意義であった旨の回答443人）						
	アウトプット指	【達成】延べ約700人を対象に研修を実施した。						
評価	A		成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。					
見直し内容	目標を達成し、また、執行率が高いため、引き続き実施。							
22年度成果目標	アウトカム指	21年度と同様。						
	アウトプット指	全国各地域において、計17回の研修を実施し、延べ500人が受講すること。						
備考								

事業名	労働者の健康の保持増進対策事業【21年度重点的目標管理事業】【22年度重点的目標管理事業】					事業番号	3	
実施主体	中央労働災害防止協会、（独）労働者健康福祉機構、（財）産業医学振興財団、（社）全国労働衛生団体連合会、（学）産業医科大学、（学）東邦大学							
施策概要	過重労働対策及びメンタルヘルス対策を推進するため、事業場における具体的取組手法の普及啓発、対策を推進する人材育成、専門家による支援等を行う。							
予算額		1,148,917千円		1,097,031千円		1,421,072千円	22年度	1,039,506千円

決算額	19年度	942,334 千円	20年度	901,850 千円	21年度	1,190,652 千円	※決算額は行政経費を除く
予算執行率		82%		82%		84%	※予算執行率は行政経費を考慮していない
21年度成果目標	アウトカム指標	①メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ、新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を90%以上とする。 ②THPのデモンストレーション事業を利用した事業場において、当該支援事業を踏まえ、労働者の健康の保持増進に取り組む割合を90%以上とする。 ③メンタルヘルス対策支援センター事業及び上記2事業について、事業を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を81%以上とする。					
	アウトプット指標	①メンタルヘルス支援事業について、専門家の派遣回数を2,800回以上とする。 ②THPのデモンストレーション事業について、健康指導の延べ数を4,700回以上とする。 ③メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場からの相談延べ数を12,000回以上とする。					
21年度実績	アウトカム指標	①【未達成】86.3% ※新たなメンタルヘルスに取り組む事業場(411件) / 支援事業を利用した事業場(476件) ②【達成】92.6% ※労働者の健康保持増進に取り組む事業場(750件) / デモンストレーション参加事業場(810件) ③【達成】有効、有用であった旨の回答の割合は、メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において99.5% [438事業場/440事業場]、THPデモンストレーション事業を利用した事業場において97.8% [792事業場/810事業場]、メンタルヘルス対策支援センターに相談した事業場において94.7% [428事業場/452事業場]					
	アウトプット指標	①【達成】メンタルヘルス支援事業について、専門家の派遣回数を2,958回であった。 ②【達成】THPのデモンストレーション事業について、健康指導の延べ数が5,050回であった。 ③【達成】メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場からの相談延べ数が12,170回であった。					
評価		C	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。				
見直し内容	労働者の健康づくり対策支援業務(中央労働災害防止協会委託部分)については平成22年度末をもって廃止。 一部事業については、平成23年度から職場におけるメンタルヘルス対策の促進事業として実施。						
22年度成果目標	アウトカム指標	①メンタルヘルス対策支援センターに相談した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。					
	アウトプット指標	①メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場からの相談延べ数を12,000回以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数240,000件以上とする。					
備考							

事業名	化学物質管理の支援体制の整備【21年度重点的目標管理事業】【22年度重点的目標管理事業】					事業番号	4	
実施主体	中央労働災害防止協会							
施策概要	①化学物質のGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行い、モデルMSDS(化学物質等安全データシート)の作成、リスクアセスメント及びMSDS作成担当者等の人材養成研修等の支援事業を行う。 ②国が定める化学物質について、ばく露実態調査等のリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則の改正に資する。 ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露装置の試作及び試験運転による性能確認を行う。							
予算額	19年度	234,344 千円	20年度	405,049 千円	21年度	699,756 千円	22年度	402,392 千円
決算額		187,690 千円		356,540 千円		675,290 千円	※決算額は行政経費を除く	
予算執行率		86%		89%		98%	※予算執行率は行政経費を考慮していない	

21年度 成果 目標	アウトカム 指 標	①化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合を90%以上にする。 ②上記の研修参加事業場において、研修が有用、有効であったとする割合を90%以上とする。	
	アウトプット 指 標	①平成20年度にリスク評価（初期評価）を実施した20物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた7物質についてリスク評価（詳細リスク評価）を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示（H20.11改正）に定める20物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価（初期リスク評価）を実施する。 ②ナノマテリアル吸入ばく露装置1基の試作及び代表的ナノマテリアル1物質を用いた装置の性能確認を行う。	
21年度 実績	アウトカム 指 標	①【未達成】73.8% ※化学物質のリスクアセスメントに取り組むとする事業場（810件）/アンケートに回答頂いた研修受講事業場（1097件） ②【達成】92.3% ※研修が有用、有効であったとする事業場（1120件）/アンケートに回答頂いた研修受講事業場（1213件）	
	アウトプット 指 標	①【達成】平成20年度にリスク評価（初期評価）において、「詳細評価が必要である」とされた7物質についてリスク評価（詳細リスク評価、1物質は中間報告）を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示（H20.11改正）に定める物質（20物質）のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が可能であったすべての物質（6物質）について初期リスク評価を実施した。 ②【達成】吸入ばく露装置1基を試作するとともに、代表的ナノマテリアルであるカーボンナノチューブを用いた装置の性能確認を行った。	
評 価	C	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要	
見直し内容	リスクアセスメント等の人材養成研修についてのカリキュラム及び教材の開発については22年度末をもって廃止。23年度から新たに、簡易なリスクアセスメント手法であるコントロールバンディングの開発・普及を行う。（一部は「労働災害情報整備事業」へ集約）。		
22年度 成果 目標	アウトカム 指 標	①モデルMSDSのホームページアクセス数を前年度（654万件）以上にする。 ②モデルMSDSについて、「役に立った」とする割合を60%以上にする。	
	アウトプット 指 標	①250の化学物質についてGHS（化学品の分類と表示に関する国連勧告）分類を行う。 ②平成21年度にリスク評価（初期評価）を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた5物質についてリスク評価（詳細リスク評価）を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示（H20.11改正）に定める20物質のうち、昨年度にリスク評価（初期リスク評価）を行った6物質及び再度有害物ばく露作業報告を求めることとした3物質を除く11物質の中から、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価（初期リスク評価）を実施する。 ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露装置の改造及び予備試験を行う。	
備 考			

事業名	快適職場形成促進事業【21年度重点的目標管理事業】【22年度重点的目標管理事業】				事業番号	5		
実施主体	中央労働災害防止協会							
施策概要	職場の心理的・制度的側面の改善方法、及び職場における受動喫煙防止対策に関する調査研究を行った。また、事業場から申請される快適職場推進計画の技術的審査を行い、審査結果を都道府県労働局に報告した。さらに、快適な職場環境の形成に係る技術的事項等についての事業場からの相談に対応するとともに、快適職場フォーラム、職場のソフト面の快適化のための講習会、都道府県快適職場推進大会の開催等を通じて、事業場における快適職場形成促進について普及啓発を行った。							
予算額	19年度	397,454 千円	20年度	317,649 千円	21年度	304,081 千円	22年度	233,055 千円
決算額		372,982 千円		315,353 千円		301,821 千円	※決算額は行政経費を除く	
予算執行率		94%		99%		99%	※予算執行率は行政経費を考慮していない	

21年度 成果 目標	アウトカム 指 標	①快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ②職場における喫煙対策の実施状況に関するアンケート調査において、職場における喫煙対策の実施率を92.1%（平成20年度調査結果）以上とする。	
	アウトプット 指 標	都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。	
21年度 実績	アウトカム 指 標	①【未達成】平成21年度における快適職場推進計画の認定件数は、3,081件であった。 ②【達成】93.1%（平成21年度調査結果） ※喫煙対策に取り組んでいる事業場（2,170件）／アンケート有効回答事業場数（2,330件）	
	アウトプット 指 標	【達成】都道府県快適職場推進協議会の開催率は100%であった。（47件）	
評 価	C	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。	
見直し内容	平成22年度限りで廃止		
22年度 成果 目標	アウトカム 指 標	①快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ②快適職場フォーラムが今後の取組の参考になった旨の回答の割合を80%以上とする。	
	アウトプット 指 標	都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。	
備 考			

事 業 名	労働時間等の設定改善に向けた取組の推進【21年度重点的目標管理事業】【22年度重点的目標管理事業】				事 業 番 号	6		
実 施 主 体	都道府県労働局、事業実施団体等							
施 策 概 要	<p>1 労働時間等設定改善援助事業の実施 「労働時間設定改善アドバイザー」を事業主団体等に配置し、アドバイザーが中小企業集団に対して説明会や個別訪問等を実施し、中小企業における労働時間等の設定の改善を促進する。</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金の支給 労働時間等の設定の改善のために、傘下事業場の現状把握や意識調査等を行い好事例集等の周知や傘下事業場への巡回指導等を行う中小企業団体に対し助成を行う。</p> <p>3 職場意識改善助成金 労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、年次有給休暇の取得促進のための措置、所定外労働時間削減のための措置等を盛り込んだ職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業事業主に対し助成を行う。</p>							
予 算 額		1,676,353 千円		1,516,224 千円		1,973,395 千円	22年度	1,584,653 千円
決 算 額	19年度	803,951 千円	20年度	744,919 千円	21年度	865,990 千円	※決算額は行政経費を除く	
予 算 執 行 率		71%		61%		51%	※予算執行率は行政経費を考慮していない	

21年度 成果 目標	アウトカム 指 標	<p>1 労働時間等設定改善援助事業</p> <p>① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を2%以上上昇させる。</p> <p>② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を2%以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p> <p>3 職場意識改善助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率を2%以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p> <p>4 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を前年度未満とする。</p>
	アウトプット 指 標	—
21年度 実績	アウトカム 指 標	<p>1 労働時間等設定改善援助事業</p> <p>① 【達成】 2.5%上昇</p> <p>② 【達成】 19.0%削減</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>① 【達成】 6.4%上昇</p> <p>② 【達成】 27.2%削減</p> <p>3 職場意識改善助成金</p> <p>① 【達成】 17.6%上昇</p> <p>② 【達成】 34.6%削減</p> <p>4 週労働時間60時間以上の雇用者の割合</p> <p>【達成】 9.2% (前年10.0%)</p>
	アウトプット 指 標	—
評 価	(A)	(アウトプット指標を定めていなかったため、アウトカム指標の達成状況のみで判断。) アウトカム指標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。(ただし、予算額は適正な水準に見直し。)
見直し内容	労働時間等設定改善推進助成金及び職場意識改善助成金については、実績を踏まえた支給件数になるよう見直しを行った。 労働時間等設定改善援助事業については、行政事業レビューの結果を受け、平成23年度で事業を廃止。	
22年度 成果 目標	アウトカム 指 標	<p>1 労働時間等設定改善援助事業</p> <p>① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5%以上上昇させる。</p> <p>② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5%以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。</p> <p>③ 中小企業事業主団体に対してアンケート調査を実施し、80%以上の団体から当該助成金制度を利用することによって団体が取り組むその傘下事業場における労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p> <p>3 職場意識改善助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.0%以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。</p> <p>③ 支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p>
	アウトカム 指 標	—

アウトプット 指	1 労働時間等設定改善推進助成金の事業実施承認申請件数を33件以上とする。 2 職場意識改善助成金の職場意識改善計画認定申請件数を410件以上とする。
備考	

事業名	個別労働紛争対策事業【21年度重点的目標管理事業】【22年度重点的目標管理事業】						事業番号	7
実施主体	都道府県労働局総務部企画室							
施策概要	1 総合労働相談窓口の運営 2 個別労働紛争の自主的解決の援助 3 都道府県労働局長による紛争解決の援助 4 統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化の推進							
予算額		598,130 千円		600,639 千円		652,981 千円	22年度	720,724 千円
決算額	19年度	577,007 千円	20年度	557,432 千円	21年度	627,942 千円		
予算執行率		97%		93%		96%		
21年度 成果 目標	アウトカム 指	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合を94%以上とする。						
	アウトプット 指	助言・指導申出受付件数（平成21年度計画数：6,668件） （数値の根拠）平成18～20年度における申出受付件数の平均値						
21年度 実績	アウトカム 指	【達成】95.6% ※7,405件（1ヶ月以内終了件数）/7,743件（手続終了件数）						
	アウトプット 指	【達成】平成21年度助言・指導申出受付件数7,778件（実績）						
評価		A	成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。					
見直し内容	引き続き実施							
22年度 成果 目標	アウトカム 指	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合を94%以上とする。						
	アウトプット 指	助言・指導申出受付件数（平成22年度計画数：6,946件） （数値の根拠）平成18～21年度における申出受付件数の平均値						
備考								

事業名	自動車運転者の長時間労働抑制のための支援等の推進事業【22年度重点的目標管理事業】						事業番号	8
実施主体	(株)日通総合研究所							
施策概要	依然として長時間労働の実態にある自動車運転者の就業環境の改善を図るため、①トラック運転者における長時間労働抑制等に取り組んでいる好事例集の作成・セミナーの開催等；②バス運転者における改善基準を遵守した「運行計画作成支援システム（仮称）」の作成及びこれに関するセミナーの開催等を実施する。							
予算額	19年度		20年度	35,012 千円	21年度	68,097 千円	22年度	32,898 千円
決算額				33,403 千円		54,530 千円	※決算額は行政経費を除く	
予算執行率				95%		80%	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度成果目標	アウトカム指標	①セミナーに参加したトラック事業者の80%以上から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を得る。 ②セミナーに参加したバス事業者の80%以上から、「『運行計画作成支援システム（仮称）』を活用したい、または活用を検討したい」との回答を得る。						
	アウトプット指標	①全国7箇所計1,400のトラック事業者を対象にセミナーを開催する。 ②全国7箇所計700のバス事業者等を対象にセミナーを開催する。						
21年度実績	アウトカム指標	①【達成】99%（全320件（内訳既に何らかの取組を実施している、実施したい、検討したいと回答した事業場数317事業場）） ②【未達成】76%（全43件（内訳自社内で積極的に活用したい、取得して中身を見てみたいと回答した事業場数33事業場））						
	アウトプット指標	①【未達成】全国7カ所計693名を対象にセミナーを開催した。 ②【未達成】全国8カ所計696名を対象にセミナーを開催した。						
評価	C			アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要				
見直し内容	依然として長時間労働の実態であり、過労死等が最も多い職種であることから、長時間労働の抑制等を図るため、23年度から専門的知識を有する自動車運転者時間管理等指導員（仮称）の設置等を実施。							
22年度成果目標	アウトカム指標	①セミナーに参加したトラック事業者の80%以上から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を得る。 ②セミナーに参加した荷主の80%以上から、「セミナーは有益であった」との回答を得る。 ③セミナーに参加したバス事業者の80%以上から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を得る。 ④セミナーに参加した旅行業者の80%以上から、「セミナーは有益であった」との回答を得る。						
	アウトプット指標	①全国7カ所計1,400のトラック事業者及び荷主事業者に対してセミナーを開催する。 ②全国7カ所計840のバス事業者及び旅行業者に対して、セミナーを開催する。						
備考								

事業名	特定分野における労働者の労働条件の確保・改善事業【22年度重点的目標管理事業】						事業番号	9
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署							
施策概要	労働者の労働条件の確保・改善対策については、主として定期監督において、個別事業場に対し、法の履行を図らせているところであるが、定期監督のみでは限りがあることから、集団的に指導することにより法の履行確保を図る。							

予 算 額		100,000 千円		101,000 千円		115,000 千円	22年度	122,375 千円
決 算 額	19年度		20年度		21年度		※全額行政経費である	
予 算 執 行 率								
21年度 成果 目標	アウトカム 指 標	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。						
	アウトプット 指 標	特定分野における労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。						
21年度 実績	アウトカム 指 標	【達成】85.8%						
	アウトプット 指 標	【達成】83%						
評 価	A	成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。						
見直し内容	引き続き実施							
22年度 成果 目標	アウトカム 指 標	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。						
	アウトプット 指 標	特定分野における労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。						
備 考								

事 業 名	未払賃金の立替払事業【22年度重点的目標管理事業】						事業番号	10
実 施 主 体	(独)労働者健康福祉機構							
施 策 概 要	未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について事業主に代わって支払うものである。							
予 算 額		17,014,606 千円		17,687,961 千円		26,001,621 千円	22年度	20,186,351 千円
決 算 額	19年度	16,613,132 千円	20年度	17,653,186 千円	21年度	25,837,458 千円	※決算額は行政経費を除く	
予 算 執 行 率		98%		100%		99%	※予算執行率は行政経費を考慮していない	

21年度成果目標	アウトカム指標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する（対象期間：平成21年4月～平成26年3月）。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内を維持すること。
	アウトプット指標	① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について平均30日以内を維持するため、以下の措置を講じる。 ・原則週1回払いの堅持 ・立替払制度及びその請求手続に関するパンフレットの改訂 ・ホームページの一層の充実 ② 求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、以下の措置を講ずる。 ・破産事案における裁判手続への確実な参加 ・再建型倒産事案における債務承認書又は弁済計画書の提出督促、弁済の履行督促 ・事実上の倒産事案における債務承認書等の提出督促
21年度実績	アウトカム指標	【達成】 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間は、目標を2割以上上回る「23.3日」となり、過去最短となった。
	アウトプット指標	①【達成】・原則週1回の立替払を堅持し、年間50回の支払を実施した。 ・図表を豊富に使用する等パンフレットを全面的に改訂したほか、新たに管財人・裁判所用を作成した。 ・ホームページについては、新たにパソコン上で立替払請求書・証明書等を直接作成できるようにするなど大幅に刷新した。 ②【達成】求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、以下の措置を講じた。 ・破産事案については、債権届出を要する3,170件について迅速な届出を行った。 ・再建型倒産事案については、債務承認書若しくは弁済計画書の未提出事業所へ206回の提出督促、弁済不履行事業所へ156回の弁済督促を行った。 ・事実上の倒産事案については、3,721事業所へ求償通知を送付し、4,474件の事業所へ債務承認書提出督促を行い、138件について弁済督促を行った。また、7事業所に対し、差押命令の申立を行った。
評価	A	成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。
見直し内容	引き続き実施	
22年度成果目標	アウトカム指標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する（対象期間：平成21年4月～平成26年3月）。なお、平成22年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について、新たに「平均で25日以内」を目標とする。 ・労福機構の第一次利用者として、監督署職員に対してアンケート調査を実施し、未払賃金立替払制度のパンフレットやホームページについて、「分かりやすい」旨の回答を80%以上得る。
	アウトプット指標	①原則週1回払いの堅持、大型請求事案の事前調整、パンフレットやホームページによる情報提供の充実及び相談業務の質の向上、更新したシステムの円滑な運用を行う。 ②立替払債権の確実な回収を図るため、確実な債権保全、弁済督促等を行う。
備考		

事業名	短時間労働者安全衛生対策推進費【22年度重点的目標管理事業】					事業番号	11	
実施主体	(財)21世紀職業財団							
施策概要	正社員との均衡を考慮してパートタイム労働者の健康診断制度を導入・実施する事業主に対して助成金を支給する。							
予算額		324,117千円		357,751千円		379,522千円	22年度	335,627千円
決算額	19年度	322,473千円	20年度	373,045千円	21年度	323,515千円	※決算額は行政経費を除く	

予算執行率	99%	104%	85%	※予算執行率は行政経費を考慮していない
21年度成果目標	アウトカム指標	①短時間労働者均等待遇推進等助成金は、健康診断制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。 ②助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を80%以上とする。		
21年度実績	アウトカム指標	①【達成】96.8% ※241事業主/249事業主(注1) ②【達成】100% ※249事業主/249事業主(注2) 注1:アウトカム指標①について 1回目の支給 372事業主 うち2回目の支給の半年後においてアンケートの回答が得られた249事業主(22年11月末時点) 支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるもの241事業主 注2:アウトカム指標②について 1回目の支給 372事業主 うち2回目の支給の半年後においてアンケートの回答が得られた249事業主(22年11月末時点) うち「有効であった」旨の回答249事業主		
	アウトプット指標	【未達成】407件		
評価	B	予算額(又は手法等)を見直し。		
見直し内容	平成23年10月から(財)21世紀職業財団の活用を廃止し、都道府県労働局で実施。また、省内事業仕分け等の結果を踏まえ、23年度から中小企業雇用安定化奨励金と整理・統合し、新たに「均等待遇・正社員化推進奨励金(仮称)」を創設する。			
22年度成果目標	アウトカム指標	①短時間労働者均等待遇推進等助成金は、健康診断制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を85%以上とする。 ②助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を85%以上とする。		
	アウトプット指標	助成金支給件数(事業主向け助成金)450件		
備考				

事業名	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発(①脳・心臓疾患、②精神疾患その他のストレス性疾患、③腰痛その他の筋骨格系疾患、④職業性がんその他の悪性新生物)【22年度重点的目標管理事業・22年度新規事業】			事業番号	12	
実施主体	(独)労働者健康福祉機構、みずほ情報総研(株)					
施策概要	医療機関と企業が連携・調整を図りながら疾病等の種類や職務内容等に応じた効果的な治療・リハビリ等を行うことができ、かつ職業生活の安定を図ることができる方策「治療と職業生活の両立等の実現」の実施に向けた支援手法の調査研究・開発を実施する。					
予算額	19年度		20年度		22年度	100,073千円
決算額						

予算執行率			
22年度成果目標	アウトカム指	被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援に対する満足度（80%以上）	
	アウトプット指	本調査研究において、治療と職業生活の両立等に資した事例数（1疾患あたり15件）	
備考			

事業名	新規労災年金受給者支援経費【21年度新規事業】				事業番号	13	
実施主体	(財) 労災サポートセンター						
施策概要	新たに労災年金受給者となった者に対して、労災保険制度や労災年金にかかる各種手続きをはじめ、社会復帰のための指導を内容とした説明会を開催すること等により、安心して過ごせる年金生活の確保及び早期社会復帰等による自立促進を図る。						
予算額					35,046千円	22年度	60,327千円
決算額	19年度		20年度		27,215千円	※決算額は行政経費を除く	
予算執行率					78%	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度成果目標	アウトカム指	本事業に対する利用者から、今後の年金生活を送る上で有用であった旨の評価を90%以上得る。					
	アウトプット指	説明会等を全国で170回以上開催すること。					
21年度実績	アウトカム指	【達成】有用であった旨の評価：94.6% ※734（有用の評価）／776（総回答数） ※利用者数 1,126人 うちアンケート実施者 486人 うちアンケート回答者 390人 総回答数 776件 うち有用であった旨の評価 734件					
	アウトプット指	【達成】説明会等：225回					
評価	A		成果目標を達成したところである。（ただし、予算額は適切な水準に見直し。）				
見直し内容	事業仕分けの結果を踏まえ、平成22年度限りで事業を廃止し、平成23年度より国による直接実施とする。						

22年度 成果 目標	アウトカム 指 標	本事業に対する利用者から、今後の年金生活を送る上で有用であった旨の評価を90%以上得る。
	アウトプット 指 標	新規受給者説明会を全国で146回以上開催すること。
備 考		

事業名		派遣労働者等の労働災害防止対策推進事業【21年度重点的目標管理事業】【21年度新規事業】					事業番号	14
実施主体		中央労働災害防止協会、(社)日本労働安全衛生コンサルタント会						
施策概要		①派遣労働者の安全衛生対策の徹底を図るため、製造業における派遣労働者の安全衛生管理に関するマニュアルを作成し、その普及を図る。 ②製造業のうち鉄鋼業の元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、混在作業における総合的な安全衛生管理に関するマニュアルを作成し、その普及を図る。						
予算額						82,109 千円	22年度	117,132 千円
決算額	19年度		20年度		21年度	37,456 千円	※決算額は行政経費を除く	
予算執行率						57%	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 成果 目標	アウトカム 指 標	①研修会の参加者について、派遣労働者の安全衛生対策に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。 ②研修会の参加者について、製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。						
	アウトプット 指 標	①派遣労働者の安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 ②製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、混在作業における総合的な安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。						
21年度 実績	アウトカム 指 標	①【達成】94.9% ※有益であったと評価した参加者(628人) / 研修会参加者のうちアンケートに回答した参加者(662人) ②【達成】87.6% ※有益であったと評価した参加者(853人) / 研修会参加者のうちアンケートに回答した参加者(974人)						
	アウトプット 指 標	①【達成】研修会を14回開催し計775名が参加した。 ②【達成】研修会を14回開催し計1,043名が参加した。						
評価		A	成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。(ただし、予算額は適切な水準に見直し。)					
見直し内容		施策概要①については平成22年度までに成果が得られるため、平成22年度末をもって事業を廃止。						
22年度	アウトカム 指 標	①研修会の参加者について、陸上貨物運送事業及び商業における派遣労働者の安全衛生対策に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。 ②研修会の参加者について、化学工業における元方事業者による総合的な安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。						

成果目標	アウトプット 指 標	①陸上貨物運送事業及び商業における派遣労働者の安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 ②化学工業における元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、混在作業における総合的な安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 ③好事例集に10以上の事業場の事例を取り上げる。
備考		

事業名	労災関係調査研究（化学物質等による健康影響・疾病に関する調査研究）【22年度新規事業】						事業番号	15
実施主体	中央労働災害防止協会							
施策概要	平成21年12月に取りまとめられた「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」において、「労働基準法施行規則第35条専門検討会の分科会において、新たな化学物質による疾病について幅広く検討することを望む」との要望がなされたところであるが、同検討会の分科会における検討に当たっては、最新の化学物質等による疾病に関する医学的知見の基礎資料が必要不可欠であるため、国内外の化学物質等による疾病の医学的知見に関する調査研究を実施するものである。							
予算額							22年度	19,941千円
決算額	19年度		20年度		21年度			
予算執行率								
22年度成果目標	アウトカム指 標	医学的知見の収集を適切に行い、報告書として取りまとめることにより、化学物質等による疾病に係る告示の見直しのための基礎資料を得る。						
	アウトプット指 標	検討委員会を設置し、国内外の化学物質等による疾病に関する医学的知見の調査・収集及び分析・評価を行う。						
備考								

事業名	労災関係調査研究（多重就労者に係る労働時間管理のあり方に関する調査・普及）【22年度新規事業】						事業番号	16
実施主体	①本省、労働局、労働基準監督署 ②民間団体							
施策概要	①周知パンフレットの作成、印刷、配布 ②複数就労者に係る労働時間算定の定着のための諸外国の施策の調査							
予算額							22年度	13,435千円
決算額	19年度		20年度		21年度			
予算執行率								
22年度成果目標	アウトカム指 標	欧米諸国における制度・施策の調査研究を適切に実施し、その分析結果をまとめるとともに、法的保護の在り方を検討する。						
	アウトプット指 標	欧米諸国における制度・施策の調査研究を適切に実施し、その分析結果をまとめるとともに、法的保護の在り方を検討し、報告書にまとめる。						
備考								

備 考								
事業名	テレワーク普及促進等対策【21年度複数年目標管理事業】【22年度複数年目標管理事業】					事業番号	17	
実施主体	(社)日本テレワーク協会、(株)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、(株)ワイズスタッフ							
施策概要	<p>●テレワーク相談センター 専門相談員を配置して、センター利用者の相談、電子メールや電話による問い合わせ等に対する相談・助言等を行い、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図るもの。</p> <p>●テレワーク・セミナー 事業主・労働者等を対象として、テレワーク実施時の労務管理上の留意点、テレワーク実施時のVDT作業における留意点、テレワーク実施企業の事例紹介に関するセミナーを実施するもの。</p>							
予算額		42,939千円		73,907千円		71,400千円	22年度	60,006千円
決算額	19年度	33,901千円	20年度	53,174千円	21年度	63,351千円	※決算額は行政経費を除く	
予算執行率		79%		72%		89%	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度成果目標	アウトカム指	<p>① テレワーク・セミナーにおける労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について実務に活用できるレベルまで理解した」旨の回答が80%以上となること。</p> <p>② テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーを踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。</p> <p>③ テレワーカー人口を2010年までに就業人口の2割とする。(※1参照)</p> <p>④ 在宅型テレワークを行う者を2015年までに700万人とする。(※2参照)</p> <p>※1 「テレワーク人口倍増アクションプラン」と同内容の目標 ※2 「i-Japan戦略2015」と同内容の目標。 ※3 集客人数については、7会場で700名以上に設定。各会場での参加者数は受託者が設定することとしている。</p>						
	アウトプット指	<p>① テレワーク相談センターに対する相談件数を800件とする。</p> <p>② テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数を90名以上とする。(※3参照)</p>						
21年度実績	アウトカム指	<p>①【達成】テレワーク・セミナーの参加者(※1)を対象としたアンケート結果によると、労務管理の講義について、「大変参考になった」又は「参考になったところがある」旨の回答が全体の97%(※2)であり、『VDTガイドライン』については同96%(※3)であった。</p> <p>②【達成】テレワーク・セミナーの参加者を対象としたアンケート結果によると、「何らかの取組をしたい」又は「これから検討する」旨の回答は83%(※4)であった。</p> <p>※1 セミナー参加者数=503名、アンケート回答者数=255名 ※2 大変参考になった=120名(47%)、参考になったところがある=128名(50%) ※3 大変参考になった=102名(40%)、参考になったところがある=143名(56%) ※4 何らかの取組をしたい=92名(36%)、これから検討する=120名(47%)</p>						
	アウトプット指	<p>①【未達成】テレワーク相談センターに対する相談件数は787件</p> <p>②【未達成】テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数は約71名。</p>						
評価	-		本来であればBであるが、複数年目標管理事業であるため「-」とする。					
見直し内容	テレワーク・相談センターの設置数について見直しを図り、平成22年度は全国5箇所に設置したものを平成23年度は東京1箇所とし、これに併せてホームページの開設による相談対応を拡充させることとした。							

22年度 成果 目標	アウトカム 指 標	① テレワーク・セミナーにおける労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について実務に活用できるレベルまで理解した」旨の回答が80%以上となること。 ② テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーを踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。
	アウトプット 指 標	① テレワーク相談センターに対する相談件数を800件とする。 ② テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数を平均90名以上とする。
備 考		

事業名		労災関係調査研究（業務上疾病に関する医学的知見の収集）				事業番号	18	
実施主体		(株)富士通総研						
施策概要		個別事案における業務上外の判断や、認定基準の見直しに係る検討を行うに際しては、あらゆる最新の医学的知見を踏まえ、当該疾病の発生と業務との関係を明らかにすることが不可欠であるため、認定基準に掲げる脳・心臓疾患（以下「対象疾病」という。）に係る国内外の医学文献の収集を実施することを目的とする。						
予算額						15,743 千円	22年度	15,567 千円
決算額	19年度		20年度		21年度	14,449 千円	※決算額は行政経費を除く	
予算執行率						92%	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 成果 目標	アウトカム 指 標	医学的知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。						
	アウトプット 指 標	-						
21年度 実績	アウトカム 指 標	【達成】石綿（がん）等に係る医学的知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得ることができた。						
	アウトプット 指 標	-						
評価		(A)	(アウトプット指標を定めていなかったため、アウトカム指標の達成状況のみで判断。)アウトカム指標を達成したところであり、医学的知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得ることができたため、有効な役割を果たしたため、引き続き、施策を継続。					
見直し内容		目標を達成し、また、執行率が高いため、引き続き実施。						
22年度 成 績	アウトカム 指 標	医学的な知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。						
	アウトプット 指 標	-						

成果目標	アウトプット指	収集文献数 1,500文献
備考		

事業名	労災診療費審査体制等充実強化対策費						事業番号	19	
実施主体	(財) 労災保険情報センター								
施策概要	労災指定医療機関及び労災指定薬局等からの、労災診療費や薬剤費の請求に対する適正な支払を確保するため、労災レセプトに記載された内容について、国（保険者）による審査に先立ち、その指示の下に全数点検する業務等を民間に委託するもの。								
予算額	19年度	3,493,430 千円	20年度	3,534,218 千円	21年度	3,346,782 千円	22年度	3,250,759 千円	
決算額		3,175,924 千円		3,221,218 千円		3,016,210 千円	※決算額は行政経費を除く		
予算執行率		91%		91%		90%	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
21年度成果目標	アウトカム指	受託者の事前点検における疑義指摘のうち、労働局において妥当とされる件数の割合を95%以上とする。							
	アウトプット指	—							
21年度実績	アウトカム指	【達成】労働局において妥当とされた件数の割合は、99%であった。 ※労働局において妥当とされた件数（445,286件）／受託者による疑義指摘件数（445,313件）							
	アウトプット指	—							
評価	(A)		(アウトプット指標を定めていなかったため、アウトカム指標の達成状況のみで判断。) アウトプット指標を達成したところである。						
見直し内容	目標を達成したが、事業仕分けの結果等を踏まえ、平成23年度中に国へ集約化することとした。(平成23年度中に廃止)								
22年度成果目標	アウトカム指	受託者の事前点検における疑義指摘のうち、労働局において妥当とされる件数の割合を95%以上とする。							
	アウトプット指	各月における事前点検のスケジュール（労働局への成果物の提出期限）を確実に遵守する。							
備考									

事業名		労災ケアサポート事業経費						事業番号	20
実施主体		(財) 労災サポートセンター							
施策概要		重度被災労働者等が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、看護師等の専門スタッフによる訪問支援を行うなど、重度被災労働者の生命と生活維持に必要な不可欠な援護等の実施。							
予算額		1,714,969 千円		1,598,304 千円		1,443,230 千円	22年度	854,155 千円	
決算額	19年度	1,531,349 千円	20年度	1,506,962 千円	21年度	1,387,064 千円	※決算額は行政経費を除く		
予算執行率		89%		94%		96%	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
21年度 成果 目標	アウトカム 指	本事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。							
	アウトプット 指	労災年金受給者及びその家族に対して、訪問・巡回支援を年間3万件以上実施する。							
21年度 実績	アウトカム 指	【達成】有用であった旨の評価：96.3% ※18,367（有用の評価）／19,066（総回答数） ※利用者数 39,750人 うちアンケート実施者 8,187人 うちアンケート回答者 7,191人 総回答数 19,066件 うち有用であった旨の評価 18,367件							
	アウトプット 指	【達成】訪問・巡回支援の件数：39,682件							
評価		A	成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。						
見直し内容	委託事業内容の必要な見直しを図る。								
22年度 成果 目標	アウトカム 指	本事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。							
	アウトプット 指	重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間2万3千件以上実施する。							
備考									

事業名		高齢被災労働者対策費						事業番号	21
実施主体		(財) 労災サポートセンター							

施 策 概 要		高齢重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を提供するための施設運営							
予 算 額		3,155,503 千円		2,999,097 千円		2,683,663 千円		22年度	2,421,580 千円
決 算 額		19年度	2,516,363 千円	20年度	2,694,402 千円	21年度	2,482,273 千円	※決算額は行政経費を除く	
予 算 執 行 率		83%		95%		98%		※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21 年 度 成 果 目 標	ア ウ ト カ ム 指 標	本事業に対する入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。							
	ア ウ ト プ ツ ト 指 標	全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。							
21 年 度 実 績	ア ウ ト カ ム 指 標	<p>【達成】有用であった旨の評価94.3% ※10,168（有用の評価）／10,778（総回答数） ※利用者 724人 うちアンケート実施者 577人 うちアンケート回答者 562人 総回答数 10,778件 うち有用であった旨の評価 10,168件</p>							
	ア ウ ト プ ツ ト 指 標	【達成】入居者数（年平均）約734名、入居率 91.7%							
評 価		A		成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。					
見 直 し 内 容		事務・事業の必要な見直しを図るほか、他主体の参入可能性を高めるため、分割調達について検討する。							
22 年 度 成 果 目 標	ア ウ ト カ ム 指 標	本事業に対する入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。							
	ア ウ ト プ ツ ト 指 標	全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名以上、入居率90%以上の状態を維持する。							
備 考									

事 業 名	建設業における総合的な労働災害防止対策等の推進事業【平成21年度重点的目標管理事業】					事 業 番 号	22
実 施 主 体	建設業労働災害防止協会						
施 策 概 要	建設業における労働災害を防止するため、足場先行工法・手すり先行工法の定着のための研修・指導や専門業種別のリスクアセスメントに係るマニュアルの開発、研修等を行う。						
予 算 額	576,358 千円		576,358 千円		522,329 千円	22年度	374,520 千円

決算額	19年度	544,523 千円	20年度	549,970 千円	21年度	507,144 千円	※決算額は行政経費を除く
予算執行率		94%		95%		97%	※予算執行率は行政経費を考慮していない

21年度 成果目標	アウトカム 指 標	①事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とする。 ②対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年と比較し、15.4%以上減少させる。 ③事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を67%以上に高める。 ④顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合を90%以上とする。 ⑤手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。
	アウトプット 指 標	①危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する（72回）。 ②手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールを行う（752現場）。 ③手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行う（256事業場）。 ④顕彰された職長に対する研修会を実施する。

21年度 実績	アウトカム 指 標	①【未達成】75.5% ※措置を講じた又は取組中である事業場（157件）／対象事業場（208件） ②【達成】20.7% ※19年度における対象事業における労働災害発生件数（121件）21年度における対象事業場における労働災害発生件数96件であるため、減少率＝（96－121）／121件 ③【達成】77.8% ※手すり先行工法を採用したいと回答した事業場（131件）／対象事業場（171件） ④【達成】91.72% ※何らかの安全衛生活動を実施したと回答した者（33件）／職長研修を受講した者の有効回答（37件） ⑤【未達成】70.6% ※今後も手すり先行工法を採用したいと回答した事業場（115件）／総合的支援を利用した事業場（163件）
	アウトプット 指 標	①【達成】研修会の実施状況：85回 ②【達成】安全パトロールを実施状況：987現場 ③【未達成】総合的支援状況：199事業場 ④【達成】研修会を実施状況：45名

評価	C	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。
----	---	-----------------------------------

見直し内容	省内事業仕分けの結果を踏まえ平成22年度末をもって事業を廃止する。
-------	-----------------------------------

22年度 成果目標	アウトカム 指 標	①事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とする。 ②対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年と比較し、15.4%以上減少させる。 ③顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合を90%以上とする。 ④手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 ⑤建設業全体の手すり先行工法の普及率を高める。（参考：平成22年2月末 31%）
	アウトプット 指 標	①危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する（72回）。 ②手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールを行う（450現場）。 ③手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行う（198事業場）。 ④顕彰された職長に対する研修会を実施する。

備考	
----	--

事業名	危険・有害性等の調査等普及促進事業【21年度重点的目標管理事業】	事業番号	23
実施主体	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会、中央労働災害防止協会		
施策概要	事業場の自律的な安全衛生管理活動を推進するため、モデル事業場の育成指導、好事例集等の作成、業種別団体を通じた中小事業場に対する導入支援等により、リスクアセスメント等の導入促進を図るとともに、企業外専門家による安全衛生診断事業を行う。		

予 算 額		164,565 千円		152,586 千円		234,307 千円	22年度	147,231 千円
決 算 額	19年度	157,700 千円	20年度	127,278 千円	21年度	143,407 千円	※決算額は行政経費を除く	
予 算 執 行 率		96%		83%		61%	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度成果目標	アウトカム指	①業種別団体が事業場に対して実施する危険性又は有害性等の調査等に関する研修会に参加した事業場において、新たに危険性又は有害性等の調査等の導入を検討すると回答する割合を80%以上とする。 ②企業外専門家による安全衛生診断を受けた事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。						
	アウトプット指	①事業対象団体に対し危険性又は有害性等の調査等相談員を47名養成する。 ②専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を500事業場に対して行う。						
21年度実績	アウトカム指	①【達成】86.0% ※導入を検討する旨回答した事業場（1,326件）／研修会に参加しアンケートに回答した事業場（1,541件） ②【達成】97.7% ※改善措置を講じた事業場（420件）／診断を受けた事業場のうち報告書の提出があった事業場（430件）						
	アウトプット指	①【達成】事業対象団体（社団法人日本自動車整備振興会連合会等）に所属する担当者を対象に73名を養成した。 ②【達成】512事業場に対して実施した。						
評 価	A		成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。（ただし、予算額は適切な水準に見直し。）					
見直し内容	省内事業仕分けの結果を踏まえ、見直しを検討中							
22年度成果目標	アウトカム指	企業外専門家による安全衛生診断を受けた事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。						
	アウトプット指	専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を500事業場に対して行う。						
備 考								

事 業 名	じん肺等対策事業					事 業 番 号	24	
実 施 主 体	特殊健康診断機関／社団法人産業安全技術協会／中央労働災害防止協会							
施 策 概 要	①石綿取扱い業務等の有害業務に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。 ②呼吸用保護具の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクの流通過程において買取りを行い、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施して不適合の有無等を検証する。 ③（22年度新規）各種作業内容及び作業場所における個人サンプリャーを用いた濃度測定について、その測定方法、測定機器、測定結果の評価方法などの実証的研究を行い、現行の作業環境測定との比較検討を通じて、作業環境管理のあり方の検討を行う。局所排気装置等の環流方式の実証的研究として、新たに開発された除毒装置など最近の知見を踏まえて、空気清浄装置により有害物が除去された空気の還流による作業場への影響に関する研究を行い、制度の見直しを行う。							
予 算 額		797,029 千円		1,074,951 千円		1,232,324 千円	22年度	1,187,116 千円
決 算 額	19年度	797,029 千円	20年度	1,074,951 千円	21年度	984,497 千円	※決算額は行政経費を除く	

予算執行率	100%	100%	100%	※予算執行率は行政経費を考慮していない
21年度成果目標	アウトカム指標 ①離職後健診の受診率を68.3%以上にする。 ②事業運営の効率化により、買取り対象の呼吸用保護具を82種類（過去2年間の実績（平均））以上とする。	アウトプット指標 ①石綿健康管理手帳の新規交付数を5231件以上とする。 ②買取り試験評価委員会の開催率を100%とする。		
21年度実績	アウトカム指標 ①【達成】離職後健診の受診率 81.2% ②【達成】のべ86種類（うち、6種類は、追加で追跡調査した種類として加算している）	アウトプット指標 ①【未達成】新規交付数 3880件 ②【達成】2回/年を計画し、2回開催した。		
評価	B	予算額（又は手法等）を見直し。		
見直し内容	施策概要③について、現在の労働衛生工学の知見を踏まえ、22年度とは異なる調査研究内容とする等の見直しを行い23年度も実施。			
22年度成果目標	アウトカム指標 ①離職後健診の受診率を66.9%（平成17年～21年の平均値）以上にする。 ②現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取り試験を実施した型式の割合を100%とする。	アウトプット指標 ①石綿健康管理手帳の新規交付数を3880件以上とする。 ②買取り試験については、以下の理由によりアウトプット指標を定めることは適当でない。理由：評価委員会については、不具合のあるマスクが多数発見された際には開催回数は多くなり、不具合のものが発見されなければ開催回数は少なくなる。そのため、予算額が年々減額されている中、開催回数を目指すことは適当ではない。また、買取り対象型式数についても、（1）当該事業の予算額が減っている中、過去の実績平均以上とするのは不可能であること、（2）不具合のあるマスクが発見された際に、追加のマスクを買取りし、追跡調査を行うが、不具合のあるマスクが多く発見された場合には買取り型式数を減らさざるを得ないこと、から目標とすることは適当ではない。		
備考				

事業名	林業従事者における安全衛生の推進事業				事業番号	25		
実施主体	林業・木材製造業労働災害防止協会							
施策概要	①林業における振動障害防止対策を推進するため、チェーンソー取扱事業場及び労働者の調査を行い、特殊健康診断の受診状況をシステム管理し、事業主等に対し特殊健診の受診勧奨等を行うとともに、特殊健診を受診していない労働者に対して巡回方式による特殊健診を実施する。 ②振動レベルに応じて振動ばく露限界時間を定めて作業時間管理方法を行うよう指針を見直すこととしており、実効を確保するために、振動工具の製造・輸入業者に対して必要な周知指導を行うとともに、振動工具を取扱う製造業、建設業、林業（木材製造業を含む。）等の事業者に対して指導等を行う専門家を養成する。 ③林業において多発する労働災害を防止するため、各作業に対応した危険性の特定の実施に係る巡回指導、研修会の実施等により、安全対策の推進を図るもの。							
予算額	19年度	56,254千円	20年度	64,628千円	21年度	87,220千円	22年度	83,254千円
決算額	19年度	56,254千円	20年度	62,315千円	21年度	80,771千円	※決算額は行政経費を除く	

予算執行率		100%	96%	93%	※予算執行率は行政経費を考慮していない
21年度成果目標	アウトカム指標	<p>① i 林業巡回特殊健康診断については、当該特殊健診の結果、有所見が認められた労働者を使用する事業者に対しアンケート調査を実施し、当該事業者のうち特殊健診結果に基づき事後措置を実施した又は実施する予定のものの割合を80%以上とする。</p> <p>① ii 補助対象とした7,500人の労働者を使用する事業者に対してもアンケート調査を実施し、補助対象とした労働者の7割以上が、次年度においては「自主的に受診する予定である。」旨の回答を得る。</p> <p>① iii また、チェーンソー取扱事業者に対する特殊健診の受診勧奨については、未受診労働者に対する受診勧奨を実施し、受診した労働者の率の4%の増加を図ることとする。</p> <p>② i 事業者に対して指導等を行うことができる専門家を各都道府県ごとに製造業等、建設業、林業（木材製造業を含む。）の業種ごとに1名以上、業種計で3名以上養成する。</p> <p>② ii 振動工具の製造・輸入業者に対する説明会において、出席者を対象とした今後の取組に係るアンケート調査を実施して今般見直した指針への取組を促し、出席者のうち当該指針に取り組む予定であるとするものの割合を80%以上とすることにより当該指針の実施を図る。</p> <p>③ 危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を89%以上とする。</p> <p>④ 高性能林業機械に係る研修会に参加した事業場において、高性能林業機械の安全対策に取り組む事業場の割合を83%以上とする。</p>			
	アウトプット指標	<p>① 林業巡回特殊健康診断について、有所見労働者を使用する事業者及び補助対象とした7,500人の労働者を使用する事業者に対しアンケート調査を実施する。</p> <p>② 製造業等、建設業、林業（木材製造業を含む。）の業種ごとに、事業者に対して指導等を行うことができる専門家養成のための説明会を1回以上実施する。また、振動工具の製造・輸入業者に対する説明会を1回以上実施する。</p> <p>③ 危険性の調査の実施に係る個別指導を行う（年間合計90事業場）</p> <p>④ 高性能林業機械に係る研修会を実施する（23道県50名）</p>			
21年度実績	アウトカム指標	<p>① i 【達成】事後措置を実施した又は実施する予定の事業場の割合：86.2%</p> <p>ii 【未達成】次年度も自主的に受診する予定であるとした事業場の割合：69.2%</p> <p>iii 【未達成】受診した労働者：1.1%増</p> <p>② i 【達成】各都道府県ごとに製造業等、建設業、林業（木材製造業を含む。）の業種ごとに少なくとも1名、業種計で少なくとも3名以上養成。</p> <p>ii 【未達成】当該指針に取り組む予定であるとするもの：76.1%</p> <p>③ 【達成】89.0% ※個別指導が有益であると回答した事業場（99）から現在何もしていないと回答した事業場（10）を除いた事業場数（89）／個別指導の対象事業場（100事業場）</p> <p>④ 【達成】87.0% ※研修が有益であると回答した事業場（232）から現在何もしていないと回答した事業場（25）を除いた数（207）／研修会に参加した対象事業場（239事業場）</p>			
	アウトプット指標	<p>① 【達成】有所見労働者を使用する事業者及び補助対象労働者を使用する事業者に対するアンケート調査を実施。</p> <p>② 【達成】専門家養成のための説明会を製造業等2回、建設業等1回、林業1回実施。また、振動工具の製造・輸入業者に対する説明会を2回実施。</p> <p>③ 【達成】100事業場</p> <p>④ 【達成】23道府県、244名</p>			
評価	C	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。			
見直し内容	施策概要①及び③については、平成22年度末をもって事業を廃止する。				
22年度成果目標	アウトカム指標	<p>① 林業巡回特殊健診の結果、有所見が認められた労働者を使用する事業者に対しアンケート調査を実施し、当該事業者のうち特殊健診結果に基づき事後措置を実施した又は実施する予定のものの割合を80%以上とする。また、補助対象とした労働者を使用する事業者に対してもアンケート調査を実施し、補助対象とした労働者の7割以上が、次年度においては「自主的に受診する予定である。」旨の回答を得る。さらに、チェーンソー取扱事業者に対する特殊健診の受診勧奨については、未受診労働者に対する受診勧奨を実施し、受診した労働者の率の4.0%の増加を図ることとする。</p> <p>② 振動工具を取り扱う製造業、建設業、林業（木材製造業を含む。）等の事業者に対する講習会は、それぞれの業種で1,000名以上、合計3,000名以上受講させる。また、出席者への講習の効果を高めるため、講習会が有意義であった者の割合を80%以上とする。</p> <p>③ 間伐作業に係る危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を89%以上とする。</p>			
	アウトプット指標	<p>① 林業巡回特殊健康診断について、有所見労働者を使用する事業者及び補助対象労働者を使用する事業者に対しアンケート調査を実施する。</p> <p>② 振動工具を使用する事業者（製造業等、建設業、林業（木材製造業を含む。）の業種ごと）に対し、新たな指針の普及促進を図るための業種ごとの講習会を1回以上実施する。</p> <p>③ 振動工具の点検・整備については、多岐に亘る振動工具ごとの特性等を踏まえた点検整備のあり方に係る検討を行い、検討報告書を報告する。</p> <p>④ 危険性の調査の実施に係る個別指導を行う（年間合計90事業場）</p>			